

隣接法律専門職種団体からの意見書

- 日本弁理士会 1
- 日本税理士会連合会 3
- 日本行政書士会連合会 10
- 全国社会保険労務士会連合会 14
- 日本公認会計士協会 18
- 日本土地家屋調査士会連合会 19

平成24年3月14日

法務省大臣官房司法法制部
部長 小川 秀樹 様

日本弁理士会
会長 奥山 尚一

意見書の提出について

拝復 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成24年3月7日付け書簡を以ってご依頼のあった標記の件につき、下記のとおり回答致しますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

敬具

記

質問事項1. 法的サービス提供者としての弁理士の活動領域の在り方について

回答1. 知的財産の国家戦略的重要性が近年飛躍的に増大していることを背景に、弁理士には、知的財産専門家として、知的財産の創造から権利化そして権利活用まで、依頼者から知的財産に関する様々な状況への関与が求められています。

当会は、弁理士は「知的財産制度を担う中核的存在」とであると認識しており、弁理士が、弁理士法に規定される権利の設定という弁理士の根幹業務をベースに、裁判外紛争解決手続、補佐人業務、訴訟代理人業務等において、社会の期待に十二分に応え得る法的サービスを提供できるよう研鑽の場の提供等に努めております。

また、企業活動のグローバル化とともに、弁理士にも国際的な競争力が求められております。当会は、我が国の国際競争力を向上させるために、企業に対して知的財産制度の側面から多様な支援を行うことが不可欠であると考えており、弁理士のスキルの向上は当然ながら、弁理士の国際的活動を支援できる制度作り等にも努めております。

さらに、全国の中小企業や個人が、知的財産に係る専門サービスを円滑に

享受できるよう、全国に支部を配置し、地域での支援活動を強化しております。一例として、弁理士不在の地域の解消を図るため、当会による会設特許事務所を2箇所設置しております。

質問事項2. 弁理士から見た現在の法曹養成制度（法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度）の評価について

回答2. 当会は、弁理士が知的財産に係る高度な法的サービスを提供する上で、弁護士は重要なパートナーであると認識しております。

近年の弁理士法改正においては、弁理士が提供する知的財産専門サービスの高度化を図るため、著作権法及び不正競争防止法を必須の弁理士試験科目とし、弁理士登録前には実務修習制度を導入し、弁理士全員に継続研修を義務化しております。

法科大学院や司法試験、さらには司法修習など一連の法曹養成制度の中においても、知的財産権に関連する内容も増えてきていると認識しております。

上記「回答1」でも説明しましたように、知的財産に係る専門サービスへの国民の期待は、益々多様化・高度化しております。当会としては、知的財産に関与する弁護士の方々には弁理士登録して頂き、弁理士と共に実務経験や研修等の研鑽を積み、高度な知的財産に係る専門サービスを提供できるよう努力して頂きたいと考えております（現在、約360名の弁護士資格保有者が弁理士登録しています）。

知的財産制度の側面から見た法曹養成制度については、このような弁理士に係る知的財産専門家の養成過程も考慮した制度作りをお願いしたいと思います。

質問事項3. その他、1及び2に関連する事項について

回答3. 弁理士から弁護士になるため、現在の法曹養成制度を活用している人もいます。もし、検討が可能であるなら、司法試験を受ける弁理士資格保有者には選択科目「知的財産法」を免除して頂けると、知的財産分野における人材の有効活用が図れると考えます。

以上

日連 23 第 1424 号
(業 1 第 160 号)
平成 24 年 3 月 14 日

法務省大臣官房
司法法制部長 小 川 秀 樹 殿

日本税理士会連合会
会長 池 田 隼 啓

意見書提出について

平成 24 年 2 月 29 日付文書にてご依頼のありました標題の件について、別紙のとおり当会の意見を取りまとめましたので提出いたします。

税理士からみた法曹養成制度のあり方等について

平成 24 年 3 月 14 日

日本税理士会連合会

はじめに

現在の法曹養成制度（法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度）は、平成 14 年 3 月閣議決定の司法制度改革推進計画に基づき創設された。

税理士の資格取得制度については、税理士法第 3 条において税理士の資格について規定しているほか、第 7 条に試験の一部免除に関する規定を、第 51 条にいわゆる通知弁護士の規定を置いている。

当会は、税理士資格を有する者として、試験合格者の他、免除者及び弁護士、公認会計士と規定されているので、業際問題の観点からのみではなく、従前から司法制度改革の動向を注視し、税法の専門家の立場からいくつかの提言を行ってきた。平成 14 年 7 月に、資格の相互承認に反対する意見書を関係機関に提出したほか、平成 20 年 4 月に行われた法務副大臣によるヒアリング、平成 22 年 5 月に提出した法務省大臣官房司法法制部長宛の意見書等において、当会の意見を説明してきた。

今般 2 月 29 日付法務省大臣官房司法法制部長からの意見提出依頼を収受したが、これは「法曹の養成に関するフォーラム」において、税理士をはじめとする弁護士以外の法律専門職種からの意見を踏まえ検討を進める趣旨と認識しており、税理士からみた法曹養成制度のあり方等について、次のとおり意見を述べることにする。

一、法的サービス提供者としての税理士の活動領域の在り方について

税理士制度は、税務における法的サービス提供者として、国民・納税者に浸透し信頼される制度として定着している。平成 24 年 2 月末日現在、全国の税理士登録者数は 72,490 人に上り、全国 15 税理士会には原則として税務署ごとに 496 の支部があり、47 都道府県の全てに税理士の活動領域は広がっている（P5 の資料参照）。我が国の法的サービス提供者の中で最も国民に身近な専門家が税理士である。

また、税理士会は、税理士が税務において国民・納税者が求める質の高い法的サービスを提供し得るよう、研修制度の充実に積極的に対応している。税理士法第 39 条の 2 は「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。」と規定している。これを受け、税理士会研修細則において、税理士は税理士会、日本税理士会連合会等が実施する研修を 1 年間に 36 時間以上受講することが定められている。研修科目は、税法、税制改正、経済、会社法、民法、国際課税、公益的業務、税理士業務等多岐にわたっており、税理士は、税理士会・日本税理士会連合会等が行う、全国統一研修会、マルチメディア研修、公開研究討論会等様々な研修を受け、資質の維持向上を図っている。

我が国においては、税務に関する法的サービスの提供は税理士が独占的に担っている。ドイツ、韓国等には日本の税理士制度に類似した制度があり、ドイツにおいては約8万人の税理士が税務業務を行っている(P6の資料参照)。中国、ベトナム等、近年急速に経済成長を遂げているアジア諸国においては、日本の税理士制度が評価され、これを参考とした税務専門家制度が相次いで創設されている。

我が国は、ドイツや韓国と同様に税理士という税務の専門家が、税務に関する法的サービス提供者としての役割を担って戦後60年我が国の安定した財政基盤と経済発展の一翼を支えており、法曹養成制度を検討する場合は、このことに配慮する必要があると思料する。

二、税理士からみた現在の法曹養成制度の評価について

税理士法第3条第1項は、「次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する」とし、同条同項第3号に「弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)」と規定している。

また、同法第7条第2項は、「税法に属する科目その他財務省令で定めるもの(以下この項及び次条第1項第1号において「税法に属する科目等」という。)に関する研究により修士の学位(学校教育法第104条に規定する学位をいう。次項及び次条第1項において同じ。)又は同法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか1科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。」と規定し、法科大学院修了者の税理士試験科目の一部の免除等について定めている。

なお、国税審議会の認定にあたっては、認定申請に必要な書類として、申請書や学位等の取得証明書等のほか「学位論文の写し」の提出が求められている。法科大学院は専門職大学院の一つであるが、専門職大学院設置基準上は、課程の修了要件として論文の提出が必須とされていない。したがって、法科大学院修了者(法務博士)が税理士法第7条による試験の一部免除を申請する場合は、税法に属する科目を一科目合格したうえで、修士課程を修了した者と同様、研究指導に基づく学位論文の写しを提出しなければならない。

さらに、税理士法第51条第1項は、「弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。」と規定している。同法同条第3項は、弁護士法人についても、同様の規定を置いている。

以上から、現行の税理士の資格取得制度と法曹養成制度との関連は、次のとおり整理される。①弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)については、税理士法第

3条第1項第3号により税理士となる資格を有する。②法科大学院修了者で、税理士試験のうち「税法に属する科目」を1科目合格し、学位論文等の必要な書類を提出して国税審議会の認定を受けた者は、税理士法第7条により税理士試験の一部が免除される。③税理士法第51条第1項の規定に基づく「通知弁護士」（通知弁護士法人を含む。）。

このうち②について、当会は、現行税理士法における税理士の資格取得制度が、税務の専門家としての資質の検証を確保し得るものであると評価している。したがって、法科大学院修了者の税理士資格取得制度における取扱いについては現行法を維持すべきと思料する。

また、①と③について、当会は、他士業制度の改変により急激に増員された他士業資格者が、無条件で税理士業務に参画することに問題意識を持ち、弁護士制度と税理士制度とは、社会的使命及び業務内容が異なることから、資格付与にあたっての資質の検証も別個に行われるべきであるとの視点から、現在税理士法改正に向けた検討を進めている。

弁護士は、弁護士法第1条第1項において、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」としており、一方税理士は、税理士法第1条において「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」としている。弁護士と税理士は、それぞれ重要な使命を持った職業専門家であるが、その専門性は異なっている。弁護士は、現行の法曹養成制度における専門家としての資質の検証は行われているが、それをもって、税務に関する専門家としての資質の検証が十分であるとはいえない。

両制度の創設以来半世紀を超えた現在、納税者の求める税理士の業務は、税法だけでなく、会計の知見を要する高度で複雑な業務に進化している。平成23年3月末日現在、弁護士資格での税理士登録者は445人であり、いわゆる通知弁護士等は2,732人(注1)である。法第3条第1項第3号により税理士登録した者の中には、申告書作成並びに税務顧問としての仕事は事務所の従業員に任せ、税理士会の行う税務支援事業(注2)及び義務である研修に全く参加しない者も多い。また、通知弁護士には、税務支援事業への従事義務及び研修への受講義務は課せられていない矛盾もある。

税理士法における税理士資格取得制度は、現在税理士会内部で法改正全般の中において検討中であるが、弁護士法では、「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる(弁護士法第3条第2項)」とされていることから、法曹養成制度の検討を進める際には、税理士制度に与える影響を十分考慮する必要があると思料する。

三、その他

現在、日本において検討が進められている TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について、その交渉の状況によっては税理士制度に影響を与える可能性があることから

意見を述べる。

昨年 11 月、政府はハワイで開催された APEC において、TPP の交渉参加に向けて関係国と協議に入る意向を表明した。

ところで、TPP では交渉 21 分野のなかに「越境サービス貿易」が含まれており、弁護士資格について他国と相互承認するか否かも検討の対象となる可能性がある。

上記で述べたとおり、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）は、税理士法第 3 条第 1 項第 3 号により税理士となる資格を有する。そのため、仮に TPP において弁護士資格が他国と相互承認された場合、他国の弁護士が日本において弁護士登録を行うことにより、税理士法第 3 条第 1 項第 3 号により税理士登録が認められることになる。このことは、日本国内における税務に関する専門家としての資質の検証が行われないうまま税理士登録を行う者の増加に繋がりがねず、その結果、国民・納税者に不測の損害を与えるだけでなく、歳入に重大な影響を及ぼす可能性があることから、当会としては非常に危惧している。

TPP 参加国の国家体制や人口等は多様であり、国家の財政基盤となる「税」もそれぞれ制度が異なる。日本では申告納税制度が採用されており、主権者たる国民が自ら所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を自ら納付している。つまり、日本において「税」は国家の財政基盤としてだけでなく、民主主義の根幹を成していると言える。そして日本の税理士制度は、申告納税制度を通して国の存立基盤を税に求める民主主義国家を支えるための公共的使命を有している（税理士法第 1 条）。その使命を果たすことが阻害されるような事態は到底受け入れられない。

したがって、TPP の交渉の場において弁護士資格の相互承認の検討がなされる場合には、それによって税理士制度、そして民主主義国家である日本の根幹を成す「税」そのものに与える影響等まで考慮する必要があると思料する。

(注 1) 通知弁護士の数の出典は、日本弁護士連合会による「弁護士白書 2010 年版」。同書によれば、通知弁護士の数値は延べ人数で、各局に通知のあった者の総計値とされ、同一人物が複数の局に通知した場合、それぞれ 1 件としてカウントするとされている。

(注 2) 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定(税理士法第 49 条の 2 第 2 項第 9 号)

《資料》

税理士会別税理士登録者数（平成24年2月末日現在）

東 京	20,703	東 海	4,225
東京地方	4,624	北 陸	1,343
千 葉 県	2,373	中 国	2,949
関東信越	7,137	四 国	1,538
近 畿	13,673	九州北部	2,945
北 海 道	1,918	南 九 州	1,938
東 北	2,541	沖 縄	357
名 古 屋	4,226	合 計	72,490

◆税理士会管轄区域

東 京…東京都

東京地方…神奈川県、山梨県

千 葉 県…千葉県

関東信越…埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県

近 畿…大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県

北 海 道…北海道

東 北…宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県

名 古 屋…愛知県のうち名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び知多郡並びに岐阜県

東 海…愛知県(名古屋税理士会に係る区域を除く。)、静岡県、三重県

北 陸…石川県、福井県、富山県

中 国…広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県

四 国…香川県、愛媛県、徳島県、高知県

九州北部…福岡県、佐賀県、長崎県

南 九 州…熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県

沖 縄…沖縄県

各国の法的サービス提供者数

	弁護士	会計士	税務専門家
アメリカ	1, 102, 106 ¹	342, 490 ²	Enrolled Agent 約 11, 000 ³
イギリス	123, 289 ⁴	225, 264 ⁵	—
フランス	50, 844 ⁶	14, 373 ⁷	—
ドイツ	153, 251 ⁸	13, 619 ⁹	Steuerberater, Steuerbevollmächtigte und Sonstige 79, 913 ¹⁰
韓国	12, 589 ¹¹	13, 416 ¹²	9, 705 ¹³
日本	32, 107 ¹⁴	23, 036 ¹⁵	72, 490 ¹⁶

¹日弁連「弁護士白書」2010年版（2008年12月現在）

²金融庁「第5回公認会計士制度に関する懇談会」資料3アメリカの公認会計士制度（2009年8月現在）

³アメリカ税務代理士協会 <http://www.naea.org/memberportal/>（2012年3月8日現在）

⁴日弁連「弁護士白書」2010年版 パリスタター（2009年12月現在）＋ソリシター（2009年7月現在）

⁵金融庁「第5回公認会計士制度に関する懇談会」資料3イギリスの公認会計士制度（2008年末現在）

⁶日弁連「弁護士白書」2010年版（2009年1月1日現在）

⁷金融庁「第5回公認会計士制度に関する懇談会」資料3フランスの公認会計士制度（2010年1月現在）

⁸日弁連「弁護士白書」2010年版（2010年1月1日現在）

⁹金融庁「第5回公認会計士制度に関する懇談会」資料3ドイツの公認会計士制度（2010年初現在）

¹⁰ドイツ連邦税理士会 <http://www.bstbk.de/de/bstbk/berufsstatistik/>（2011年1月現在）

¹¹大韓辯護士協會 <http://www.koreanbar.or.kr/info/info07.asp>（2012年1月末現在）

¹²韓国公認会計士協会 <http://kicpa.or.kr/english/default.htm>（2010年6月末現在）

¹³韓国税務士会 <http://www.kacpta.or.kr/>（2012年2月末現在）

¹⁴日本弁護士連合会 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/membership/data/120301.pdf（2012年3月1日現在）

¹⁵日本公認会計士協会 <http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/about/outline/pdf/kaiinnsu-201201.pdf>（2012年1月末現在）

¹⁶日本税理士会連合会（2012年2月末現在）

日行連発第 1608 号
平成 24 年 3 月 14 日

法務省大臣官房司法法制部長 小川 秀樹 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次



法曹養成制度等に関する法務省への意見書の送付について

拝啓 春陽の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より行政書士制度に
対して、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

過日、貴職よりご依頼のありました標記の件につきましては、本会としての意見を申
し述べる貴重な機会を賜り、まことにありがとうございます。

拙筆ながら、別紙のとおり意見書として取りまとめましたので、ご提出いたします。
ご査収くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

平成 24 年 3 月

法曹養成制度等に関する法務省への意見書

1. 法的サービス提供者としての行政書士の活動領域の在り方について

行政書士は、行政書士法第 1 条の 2（官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成）及び第 1 条の 3（提出手続の代理、聴聞・弁明・その他意見陳述の代理、契約等の書類を代理人として作成すること、書類作成に関する相談）の規定に基づく業務を中心とし、かつ、紛争性のない分野における法的サービスの提供者として活動しています。

このような活動の中で培ってきた知識と経験をもとに、より国民に身近な専門家としての立場を生かして、以下に述べるように、行政書士の法的サービス・準司法・司法の分野における活動領域を広げられることが、国民利便の向上に資することになり、ひいては社会正義の実現にもつながるものと考えています。

1) 準司法領域について

① 行政不服審査法における不服申立ての代理

行政書士は許認可等の業務を中心に取扱う専門家です。その対象手続きのスタートから行政不服申立て代理まで一貫して取り扱えることが国民利便に適い、また、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与することにもなります。

② 民間 ADR の手続代理

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の制定に際して、行政書士等の代理人としての活用のあり方については、その手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべきとされていきました（H16.11 政府司法制度改革対策本部）。

行政書士は許認可等手続とともに、権利義務・事実証明に関する書類の作成業務をもう一方の大きな柱としています。行政書士会も含め民間の ADR 機関が次々と立ち上がる中で、権利義務・事実証明に関する知識を有する行政書士による ADR 手続代理の実現は、当事者の権利擁護につながり、国民利便に適うものと考えます。

③ 行政 ADR の手続代理

建設工事紛争審査会のように行政機関が手続実施者として介在する民民間紛争の ADR 機関において、行政書士が ADR 手続代理を行うことは、行政書士が業界事情及び業法等各種法令に精通しているため、国民利便に適うところであり、また、ADR 手続自体も円滑に進むものと考えます。

2) 司法領域について

① 家事審判甲類審判事件の手続代理

家事審判甲類審判事件は家事調停の対象とすることが予定されていない紛争性が希薄な家事審判事件です。行政書士による成年後見事務の取り扱いも増加していることから、行政書士が手掛けた案件に係る後見開始の審判手続きなどが対象となる甲類事件の手続代理は、国民利便に適い、権利擁護につながるものと考えます。

② 出廷陳述権の付与等について

1) ②に記載した民間ADRの手続代理の実践を経た上でのこととなりますが、行政書士が業務として行っている内容証明書類の作成など権利義務・事実証明関連業務の先にある軽易な民民間の紛争事案に際しては、行政書士の専門性を活用していただければ、国民利便に資することになると考えます。例として、示談交渉や少額訴訟が想定されます。また、行政書士が手掛けた案件について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができるようになれば、訴訟に至るまでの経緯と行政書士としての専門性により、当事者の訴えをサポートすることができるものと考えます。

3) 法務事務領域について

① 商業登記申請手続き

行政書士は、業務として法人設立に関する各種書類作成を行っていますが、登記申請書の作成は行うことができません。商業登記申請手続きまで行政書士も行うことができることとすれば、法人設立に関する手続きを一貫して行えるようになり、事業者のニーズ、利便に適うものと考えます。

2. 行政書士から見た現在の法曹養成制度（法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度）の評価について

1) 現在の法曹養成制度について

- ・新制度により、受験技術優先の司法試験から、体系的、実践的かつ職業倫理を踏まえた法曹教育体制が敷かれたことの意義は大きいと思います。
- ・一方、法曹界に多様な人材が参入できる仕組みは極めて重要であると考えます。法科大学院には法学未修者を対象とした3年コースがありますが、法学未修者の隣接法律専門職実務家や企業法務経験のある社会人について、2年コースの履修を認めるなどの措置が必要と考えられます。

2) 法曹人口について

- ・法的サービスの市場は社会の多様化、複雑化、国際化とともに拡大を続けており、それに伴う法的サービス提供者の供給が十分とは言えないと考えます。
- ・法曹人口が論じられる時、すぐに弁護士人口の問題が俎上に上りますが、裁判官や検察官の不足解消により、国民の身近な司法を実現することが優先されることが望ましいと考えます。
- ・司法制度改革は道半ばであり、現時点で法曹人口を抑制することには疑問があります。国民の司法へのアクセスを容易にすることが、国家的課題であったと思います。

3) 弁護士制度について

- ・弁護士及び隣接法律専門職がその“資格”の上に安住できるような時代は既に終焉しており、今、まさにサービス業として、競争原理の中で真価が問われていると思います。
- ・弁護士においては、「敷居が高い」との国民意識があると思われませんが、国民目線で安価で良質の法的サービスが提供されるような制度実現が必要だと考えます。
- ・一方、貸金業者に対する過払い金返還請求などをもっぱら取り扱う法律事務所も出現していますが、隣接法律専門職と共存、分掌を図り、弁護士はより高度な法的サービス提供者として、国民の負託に応えてほしいと思います。

3. その他

1) 行政書士の公職任用の促進

官民から行政書士会への行政書士業務の範囲に属する業務委託の需要が拡大しています。また、第三者委員会の委員などに行政書士が任用される事例も増えています。行政書士の専門的知見を生かすことができる公設の相談所や行政が組織する各種委員会への行政書士の任用は、行政書士、行政書士会にとっては社会貢献となり、公的使命を果たすことになると考えます。

以上

平成 24 年 3 月

法曹養成フォーラムへの意見

全国社会保険労務士会連合会

1. 法的サービス提供者としての社会保険労務士の活動領域の在り方について

社会保険労務士制度は、労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）の円滑な実施に寄与し、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とし、昭和 43 年に創設され、まもなく 45 年を経過しようとしている。この間、わが国の社会情勢は大きく変革を遂げ、国民の生活を支えるセーフティネットである労働及び社会保険制度もまた、時代に合わせた変化を遂げてきた。

こうした変化に併せて、人事労務管理、労働社会保険諸法令に基づく法的サービス提供者である社会保険労務士の業務は、制度創設の目的である円満な労使関係を構築・維持し、人材の育成や労働者がいきいき働ける職場をつくるための人事労務管理に関する相談指導業務、労働社会保険諸法令に関する申請書等の作成、官公署への提出等の代理・代行業務を中心としつつ、個別労働関係紛争の未然防止・解決に関する業務、複雑化する年金制度に関する相談業務、さらには、急速な高齢化とともに社会的な要請が高まっている成年後見業務等へ、その領域を広げてきたところである。

このように社会保険労務士の業務範囲は、社会の進展に伴い着実に拡大しているが、弁護士法第 72 条によって一部社会保険労務士の活動が制限されている分野があり、国民からの要請に十分な対応を行うことができない事象が生じているので、早期に解決されるべき課題であると認識している。

（1）労働社会保険諸法令の円滑な実施のために

上述したように、社会保険労務士は、経済のグローバル化とともに進む雇用の多様化や、人口構造の変化による超少子高齢化等、近年の我が国の社会情勢とともに変化する労働社会保険諸法令の専門家として、これら諸法令に基づく申請書等を事業主、被保険者等に代わって作成し、官公署へ提出する代理・代行業務を行ってきた。

このような諸手続は、企業や労働者、年金受給者等の権利義務を確定し、労働者等の生活の安定を図るための重要な業務であり、社会保険労務士はその専門性と職業倫理に基づき適切に対応している。このことが国民から一定の評価を受け、これら諸手続に基づく行政処分に対し、不服がある場合には、

不服申し立てに関する代理権が社会保険労務士に付与されているところである。

しかしながら、上記の代理権は、労働社会保険諸法令の規定に基づく処分にかかる審査請求、異議申立て及び再審査請求に限定されており、申し立てた事案が、最終的に裁判に付された場合には、弁護士法第72条により、社会保険労務士は、当該申立人を代理することができないのが現状である。

上述のとおり、労働社会保険諸法令に関する分野については、社会情勢の変遷に対応して法改正が繰り返し行われ、複雑化、専門化していることから、訴訟の場においても社会保険労務士の専門性を活用できる仕組みを求める。

(2) 円満な労使関係の構築・維持を支援するために

社会保険労務士は、円満な労使関係の構築・維持、人材の育成や労働者がいきいきと働ける職場づくりのための人事労務管理に関する相談指導業務や労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成、官公署への提出について代理・代行業務を主な業務としている。

こうした人事労務管理の相談指導業務の中には、事業主や労働者からの、退職や労働契約、賃金や労働時間等の具体的な労働条件に関する相談や事業主と個別の労働者の間のトラブル（いわゆる「個別労働関係紛争」）に関する相談が含まれている。全国社会保険労務士会連合会が平成23年に行った調査では、1人の社会保険労務士が1年間に事業主や労働者から受ける相談件数は平均で34件との結果があり、社会保険労務士が人事労務管理の専門家として、いかに多くの相談に応じ、企業における円満な労使関係の構築・維持に貢献しているかを表している。

一方で、個別労働関係紛争は、近年の雇用の多様化、労働者の権利意識の変化とともに急増しており、都道府県労働局の総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は、平成14年度の62万6千件から平成20年度に100万件を突破、平成22年度も113万件と推移しており、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、都道府県労働局の紛争調整委員会が行う紛争解決手続である「あっせん」の受理件数も、平成14年度の3,036件から平成22年度には6,390件と急増している。

こうした状況を踏まえ、全国社会保険労務士会連合会では、平成17年の社会保険労務士法改正により、63.5時間にわたる「特別研修」を修了し、「紛争解決手続代理業務試験」に合格した社会保険労務士が、上記のあっせん手続において紛争当事者の一方を代理することを業務として行うことができる「特定社会保険労務士」の制度を導入し、平成24年1月末日現在、9,285人が特定社会保険労務士として活動している。

しかしながら、現在、特定社会保険労務士に認められている業務範囲は、上記の都道府県労働局の紛争調整委員会及び都道府県労働委員会における「あっせん」の代理を含め、社会保険労務士法第2条第1項第1号の4から第1号の6に限定されており、社会保険労務士の顧問先である事業所における個別労働関係紛争を最後まで解決できる権限を付与されていない。

特に、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき、全国社会保険労務士会が法務大臣の認証、厚生労働大臣の指定を受けて設立している「社労士会労働紛争解決センター」（平成24年2月現在で40センターの認証・指定を受けている）において、紛争目的価額が60万円を超えるかあるいは超えることが想定される場合には、弁護士との共同受任が必要であり、特定社会保険労務士が単独では代理人となることができないこととなっている。これについては、一刻も早く60万円の制限を撤廃し、紛争調整委員会等と同じように特定社会保険労務士が金額の制限なく、個別労働関係紛争に関与できるよう改正していただきたいと考えている。

また、平成18年度から運用されている労働審判の利用が顕著に増大しており、社会保険労務士の身近でも、労働審判において社会保険労務士が代理業務を行えないことの不都合が多数生じている。都道府県労働局の紛争調整委員会で労使の一方の代理人を行っていた特定社会保険労務士が、舞台が労働審判に移ることによって、代理人となることができないため、依頼人が自ら行うか、問題を初めから再度弁護士に説明して、新たに弁護士を代理人に立てなければならぬ。裁判所の許可により、社会保険労務士が代理人となる途はあるが、現実には社会保険労務士に限らずこの制度は運用されていないのが実態である。

社会保険労務士は、隣接法律専門職種の中で唯一労働問題に関する専門家であるので、労働審判において依頼人からの要請によって代理人となることができるよう、国民の法的利便性の向上の観点からも法改正が望まれる。

さらに、紛争解決の場が簡易裁判所に移った場合も、労働審判と同様、特定社会保険労務士が代理人となることはできない。一方、簡易裁判所においては、訴訟目的価額が140万円以下であれば、弁護士のほか認定司法書士にもすべての事案で代理人となることが認められているが、労働問題の専門家である社会保険労務士が全国438か所の簡易裁判所において個別労働関係紛争の解決に当たることができるようになれば、国民の選択肢が増えることになり、国民の法的利便性の向上に寄与することとなるので、早急に簡易裁判所における個別労働関係紛争事件に関する訴訟代理権を付与していただきたい。

このほか、地方裁判所以上の審級における出廷陳述権など、個別労働関係紛争の解決を図る上での国民の法的利便性向上の観点から、社会保険労務士が、紛争の予防から解決までを一貫して行えるよう、必要な制度改正をお願いする。

2. 社会保険労務士から見た現在の法曹養成制度（法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度）の評価について

司法制度改革においては、法曹人口政策と新たな法曹養成制度が一体となって運用され、国民に身近な司法の実現を目指していたところであるが、近年、司法試験合格者の質の低下と弁護士として生活することが困難な事例が多数報じられている状況があることから、法曹養成制度を構成する法科大学院、新司法試験、司法修習制度が一体的に運用され、質の低下をきたすことなく法曹人口の増加が図られ、上記の目的を達せられているか、近年の状況を踏まえた十分な検証を行う必要があるものと考えます。

また、弁護士人口が飽和状態にあるといわれる一方で、地方においては、いわゆる「ゼロワン地域」の問題は解消されつつあるものの、法テラスが地方においてスタッフ弁護士による司法サービスの提供を行っているように、国費をもって司法過疎地域をカバーしている状況があることからすれば、まだまだ国民に身近な司法を実感できる状況にあるとはいえない。

我が国では、これまでも人事労務管理、労働社会保険諸法令の分野においては社会保険労務士が、他の分野においても、隣接法律専門職種が国民の身近に多く存在することを認識し、社会保険労務士をはじめ隣接法律専門職種の専門性を活かした法的サービスが提供され、国民の法的利便性の向上に寄与する方を積極的に検討すべきである。



企 23第 21号
平成24年3月15日

法曹の養成に関するフォーラム 御中

日本公認会計士協会
会長 山崎 彰三



法曹の養成に関する制度への意見について

1. 法的サービス提供者としての公認会計士の活動領域の在り方について

我が国では公認会計士がその資格の下で、単独で法的サービスを提供することは原則的にはありませんが、“法的サービス”を“法律に関するサービス”と捉えれば、公認会計士は税務の専門家として諸税法に関連するサービスを提供してきており、その活動領域に含まれます。しかしながら、経済社会においては会計と法は車の両輪であり、例えば、企業買収、企業等の清算・再生といった局面や、社外取締役・監査役への就任、さらには企業等の会計・法律の日常的なアドバイスなどの局面では、公認会計士と弁護士が互いの専門的知識と経験に基づいて協力してサービスを提供していくことが、日本の経済社会にとって有益と考えます。

なお公認会計士は、その資格をもって登録することにより、隣接法律専門職である税理士及び行政書士になることができ、実務を行ってきております。これらの資格の下で活躍する公認会計士もまた、弁護士と協調しサービスを提供していくことが有益と考えます。

2. 現在の法曹養成制度の評価について

専門資格、専門士業の養成制度は、それぞれの資格の社会的意義、資格制度の背景や現況に応じて異なるところでありますので、現在の法曹養成制度の評価に係る意見を申し上げることはできません。

3. その他1及び2に関連する事項について

法的サービスの多様化及び拡大への対応を十分に認識しつつ、弁護士法第1条の使命を果たすことができる人材の育成が図られることを期待します。

以上

日調連発第433号
平成24年3月14日

法務省大臣官房

司法法制部長 小川 秀樹 殿

日本土地家屋調査士会連合会

会長 竹内 八十二

意見書

本年2月に依頼のありました「法曹の養成に関するフォーラム」における検討資料としての意見書提出につきまして、下記のとおり意見を申し上げます。

記

質問事項① 法的サービス提供者としての土地家屋調査士の活動領域の在り方について

意見 平成17年の不動産登記法と土地家屋調査士法の一部改正により、土地家屋調査士の業務として、筆界特定の手続についての代理及び土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（以下「民間紛争解決手続」という。）における代理が新たに加わった。

このことは、従前から土地家屋調査士の本来業務とされてきた不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することに加え、土地の境界に関する高度な法的判断と法的サービスを提供する専門資格者としての立場がさらに明確にされたものと受け止めている。

土地家屋調査士は、新たな活動領域である「民間紛争解決手続」の中核を担うべく実績を積んでおり、土地の境界や登記・地図等が関係する民事裁判等においては、専門委員制度への参画などにより、土地家屋調査士の専門的知見の活用を粘り強く呼びかけていきたい。

また、法務省が進めている登記所備付地図の整備促進についても、法的サービス

提供の中心を担う土地家屋調査士の活用について各方面に周知を図っているところであり、法曹養成制度に関する様々な改善方策については、関心を払って見守っているところである。

質問事項② 土地家屋調査士から見た現在の法曹養成制度（法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度）の評価について

意見 現在、日本土地家屋調査士会連合会では、日本弁護士連合会と連携を図り、ほぼ全国の土地家屋調査士会において、民間紛争解決手続を行う機関を設置し、土地家屋調査士会ADRとして活動を展開している。

平成14年当時、当連合会では、法科大学院構想に対する提言を行った際に、カリキュラムについては「人間生活のあらゆる場面で不可欠な存在である土地・建物についての関心を深めるような内容にすべきである。」とし、その考えに変わることはない。

特に、土地の境界に関する問題、地図と登記と現地に関する表示の登記に関する科目を取り入れるよう付言している。

法科大学院において、上記のカリキュラムを習得し、法曹資格者となった者が数多く輩出されることは、民間紛争解決手続に携わる土地家屋調査士会にとっても心強い限りで、待ち望んでいるところである。

引き続き、上記のとおり法科大学院における履修科目としての位置付けが図られ、法科大学院修了後に法曹資格者となられた方が、土地家屋調査士と連携し、民間紛争解決手続の充実・発展に寄与されることを強く希望する。

また、土地家屋調査士会ADRは、全国に張り巡らされたネットワークとして整備がされており、地方においても、土地家屋調査士と連携する弁護士の確保が不可欠な事情にあると認識している。

その意味からも、当連合会が、現時点での法曹人口の適正規模について述べる立場にはないものの、弁護士の地方過疎という状況が生じることのないよう適切な対応が必要であると考えている。

質問事項③ その他、①及び②に関連する事項について

意見 土地家屋調査士業務は、法律関連専門職種と呼ばれる資格者の中でも、登記申請の内容を担保するための資料収集・調査、土地境界の確認作業を含む現地調査、各種測量技術、製図技術を必要とする解析作業が伴う特有分野であることから、法曹資格者の増減による土地家屋調査士業務への直接の影響などはないと考えている。

したがって、法曹資格者が増加することがよいか、そうでないかについて特段に意見はないが、必要な地域に、質の高い法曹資格者が適正に確保されることを希望する。

なお、法的サービス提供者同士による過当な競争を強いる受託競争が生じる懸念については、資格者の質の低下につながることから、法律関連専門職種の一員として強い懸念を持っている。